

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表2号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成25年5月28日

大磯町監査委員	仲川 元秋
同	三澤 龍夫

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 25 年 5 月 20 日（月）

3. 監査対象の課等

政策総務部財政課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 24 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 25 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

予算編成、予算執行管理、決算等財政に係わる事務、財産管理及び契約に関する事務等を行っている。

6. 監査結果概要

平成 24 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、全般的に適正に処理されているものと認められた。

[意見]

財政が厳しい状況はこれからも続くと思うが、最少の経費で最大の効果を実現する、健全な財政運営に努められたい。

また、予備費については、充当先を吟味し、町民から理解を得られるような使い方をされたい。